

ビル経営者勉強会

あなたのビルにバリューを！

不動産取引のトラブル防止

2015/10/14 14:00-16:00

阪急グランドビル 26階 5号会議室
大阪市北区角田町 8-47

国土交通省 | 宅地建物取引業者 検索

<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/takkeninit.do>

研修を受けているかどうか？

⇒大阪宅建会員検索で受講の有無が表示されます。

<http://www.osaka-takken.or.jp/search/index.html>

行政処分歴を確認するのは閲覧以外にあるのか？

見極め方？悪質業者かどうか？

⇒「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」というストレートなネーミングのサイトがあります。

<http://www.mlit.go.jp/nega-inf/index.html>

ここには宅建業者だけでなくその他関連業界の行政処分業者がわかります。

取引士が誰なのか？常駐しているか？など 専任の取引士が男性？女性？

女性なのに見かけたことがない。社長の他に取引士がおられるのに 何時も1人だ。

など チェックに使うことはどうでしょう？

⇒これは、大阪府の窓口で閲覧しないとわからないと思います。

常駐の有無はむずかしいです(苦笑)大阪府建築振興課 宅建業指導グループ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/>

電話:06-6210-9734 Fax:06-6210-9731

住所:559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 1階

お問い合わせ先: 大阪府宅地建物取引業協会北支部 難波啓祐 電話: 06-6357-5821

データ閲覧 > 宅地建物取引業者

[メニュー画面に戻る](#)

[建設業者](#)
[宅地建物取引業者](#)
[マンション管理業者](#)
[賃貸住宅管理業者](#)
[業者総括検索](#)

HELP

宅地建物取引業者 検索

商号又は名称 (全角カナ検索)

商号又は名称 (漢字検索)

※商号又は名称は株式会社・有限会社等を除いた名称で入力してください。

AND条件 OR条件

免許番号

▼ 免許第

号～

号

所在地検索指定

▼ 都道府県選択

※本店選択メニュー空欄時は事務所所在地も検索対象となります。

結果をソート

免許行政庁

検索結果表示

10

▼ 件ずつ表示

検索

クリア

昇順 降順

[メニュー画面に戻る](#)



For all members
会員検索

宅建協会について Profile	保証協会について Guarantee	支部のご案内 Branch	会員検索 Search	不動産無料相談のご案内 Counseling	入会のご案内 Enrollment	お知らせ News
---------------------	-----------------------	------------------	----------------	---------------------------	----------------------	--------------

HOME 会員検索

会員検索 Search

大阪府宅建協会所属約8,300会員からキーワード、地域、最寄り駅で会員を検索します。
さらに取扱物件の種類や特徴などの条件を設定して、対象会員を絞り込むことも可能です。

キーワードで探す

会社名・代表者氏名・駅名・地名等の一部を入力して検索します。

キーワードで探す

エリアで探す

大阪府下の市区郡の一覧から地域を選択して検索します。

エリアで探す

沿線・駅で探す

沿線一覧から最寄駅など対象の駅を選択して検索します。

沿線・駅で探す

キーワード検索

エリア検索

沿線・駅検索

不動産取引に関する知識

不動産開業ナビ

QRコード



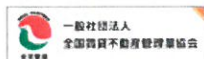
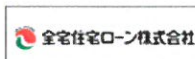
http://www.osaka-takken.or.jp/m/

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

- 宅建協会について
- 保証協会について
- 支部のご案内
- 会員検索
- 不動産無料相談のご案内
- 入会のご案内
- お知らせ

TOPへ戻る

関連団体・関連事業等



安まちメールについて

大阪府警察提供の安まちメール登録を推奨しております。



For all members
会員検索

宅建協会について Profile	保証協会について Guarantee	支部のご案内 Branch	会員検索 Search	不動産無料相談のご案内 Counseling	入会のご案内 Enrollment	お知らせ News
---------------------	-----------------------	------------------	----------------	---------------------------	----------------------	--------------

HOME 会員検索 キーワードで探す

会員検索 Search

キーワードで探す

大阪宅建協会所属約8,300会員からキーワード、地域、最寄り駅で会員を検索します。
さらに取扱物件の種類や特徴などの条件を設定して、対象会員を絞り込むことも可能です。
会社名・代表者氏名・駅名・地名等の一部を入力して検索します。

キーワード検索

*会社名・住所・駅・電話番号の一部を入力

キーワード検索

エリア検索

沿線・駅検索

不動産取引に関する知識

不動産開業ナビ

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

- 宅建協会について
- 保証協会について
- 支部のご案内
- 会員検索
- 不動産無料相談のご案内
- 入会のご案内
- お知らせ

QRコード



http://www.osaka-takken.or.jp/m/

TOPへ戻る

関連団体・関連事業等

hato-mark.com ハトマークドットコム	公益社団法人 大阪府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会	不動産ジャパン www.fudoushan.or.jp	全宅住宅ローン株式会社
一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会	ハトマークサイト	公益社団法人 ADRセンター 総合紛争解決センター	株式会社 宅建ファミリー共済

安まちメールについて

大阪府警察提供 安まちメール 大阪府警察提供の安まちメール登録を推奨しております。

(一社) 大阪府宅地建物取引業協会
(公社) 全国宅地建物取引業保証協会 大阪本部

〒541-0057 大阪府大阪市中央区北久宝寺町2-5-9
〔宅建協会〕 TEL : 06-6943-0621 (代表) FAX : 06-6946-0320
〔保証協会〕 TEL : 06-6943-0704 (代表) FAX : 06-6941-3480
〔相談費用〕 TEL : 05-70-783-810

HDRP | 宅建協会について | 保証協会について
入会のご案内 | 会員検索 | 支部向けページ | お問い合わせ
お問い合わせ | フォトリポート | 共有財産 | 共有財産
お問い合わせ | サイト | サイトマップ



For all members
会員検索

- 宅建協会について Profile
- 保証協会について Guarantee
- 支部のご案内 Branch
- 会員検索 Search
- 不動産無料相談のご案内 Counseling
- 入会のご案内 Enrollment
- お知らせ News

HOME 会員検索

会員検索 Search

検索結果一覧

10件の不動産会社が見つかりました。

▼さらに絞り込む

並び替え

会社名 ▲ 所在地 ▲ 最寄駅 ▲

えいだい

大阪府知事免許 (9) 第026337号 [北支部]

所在地 大阪府大阪市北区兔我野町3-20 大阪市谷町線「南森町」駅

TEL 06-6362-8088

営業時間

定休日

ハトマークサイト
取り扱い種類

賃貸アパート
マンション

貸事務所・店舗
駐車場

売買物件・不動産

no image

詳細を見る

業務研修

受講状況

関西ビルト開発 (株)

大阪府知事免許 (2) 第054539号 [北支部]

所在地 大阪府大阪市北区兔我野町1-1-4 大阪市谷町線「東梅田」駅

TEL 06-6312-7117

営業時間

定休日

ハトマークサイト
取り扱い種類

賃貸アパート
マンション

貸事務所・店舗
駐車場

売買物件・不動産

no image

詳細を見る

業務研修

受講状況

(有) クリエイティヴ松村

大阪府知事免許 (2) 第053275号 [北支部]

所在地 大阪府大阪市北区兔我野町9-4 大阪市谷町線「東梅田」駅

TEL 06-4709-0408

営業時間

定休日

ハトマークサ

no image

キーワード検索

エリア検索

沿線・駅検索

不動産取引に関する知識

不動産開業ナビ

会員処分にに関する公告

QRコード



http://www.osaka-takken.or.jp/m/

イト
取り扱い種類

賃貸アパート
マンション

貸事務所・店舗
駐車場

売買物件・不動産

[詳細を見る](#)

[業務研修
受講状況](#)

(株) 弘生

大阪府知事免許 (2) 第053718号 [北支部]

所在地 大阪府大阪市北区兔我野町11-19 大阪市谷町線「東梅田」駅

TEL 06-6311-3838

営業時間

定休日

ハトマークサ
イト
取り扱い種類

賃貸アパート
マンション

貸事務所・店舗
駐車場

売買物件・不動産

no image

[詳細を見る](#)

[業務研修
受講状況](#)



(株) コスモ商事

大阪府知事免許 (11) 第018533号 [北支部]

所在地 大阪府大阪市北区兔我野町15-13 大阪市御堂筋線「梅田」駅

TEL 06-6315-0653

営業時間

定休日

ハトマークサ
イト
取り扱い種類

賃貸アパート
マンション

貸事務所・店舗
駐車場

売買物件・不動産

no image

[詳細を見る](#)

[業務研修
受講状況](#)



商業企画 (株)

大阪府知事免許 (2) 第053405号 [北支部]

所在地 大阪府大阪市北区兔我野町5-15 大阪市谷町線「東梅田」駅 8分

TEL 06-6361-3878

営業時間 AM9:00~PM6:30

定休日 土・日

ハトマークサ
イト
取り扱い種類

賃貸アパート
マンション

貸事務所・店舗
駐車場

売買物件・不動産

no image

[詳細を見る](#)

[業務研修
受講状況](#)



(株) 聚楽

大阪府知事免許 (3) 第04011号 [北支部]

所在地 大阪府大阪市北区兔我野町9-23 大阪市谷町線「東梅田」駅

TEL 06-6312-1551

営業時間

定休日

ハトマークサ
イト
取り扱い種類

賃貸アパート
マンション

貸事務所・店舗
駐車場

売買物件・不動産



[詳細を見る](#)

[業務研修
受講状況](#)



大生ホーム

大阪府知事免許 (3) 第048852号 [北支部]

所在地 大阪府大阪市北区兔我野町1-2-0 大阪市御堂筋線「梅田」駅
8分

TEL 06-6361-0415

営業時間 10:00~7:00

定休日 日曜日・祝日

**ハトマークサ
イト**
取り扱い種類

賃貸アパート
マンション

賃貸事務所・店舗
駐車場

売買物件・不動産

no image

[詳細を見る](#)

[業務研修
受講状況](#)

(株) T & Aコーポレーション

大阪府知事免許 (1) 第055802号 [北支部]

所在地 大阪府大阪市北区兔我野町3-3 東海道本線「大阪」駅 10分

TEL 06-4792-8693

営業時間

定休日

**ハトマークサ
イト**
取り扱い種類

賃貸アパート
マンション

賃貸事務所・店舗
駐車場

売買物件・不動産

no image

[詳細を見る](#)

[業務研修
受講状況](#)



(株) ヘルデ・コア

大阪府知事免許 (2) 第053347号 [北支部]

所在地 大阪府大阪市北区兔我野町3-2-2 大阪市谷町線「東梅田」駅

TEL 06-6312-0150

営業時間

定休日

**ハトマークサ
イト**
取り扱い種類

賃貸アパート
マンション

賃貸事務所・店舗
駐車場

売買物件・不動産

no image

[詳細を見る](#)

[業務研修
受講状況](#)

1

30件 ▼

検索条件

キーワード

兔我野町» [変更](#)

売買物件関係

- 新築マンション
- 中古マンション
- 公団・公社
- 工場・倉庫
- 投資用・その他
- 新築一戸建
- 中古一戸建
- 土地
- 事務所・店舗
- リゾート物件

賃貸物件関係

- アパート・マンション
- マンスリー
- 駐車場
- 工場・倉庫
- 戸建ほか
- 事務所・店舗
- リロケーション

- 年中無休
- 女性スタッフがいる会社
- 駅前(徒歩3分以内)
- 保証人制度のある会社
- 夜7時以降も営業
- 外国語対応
- E-MAIL対応
- 入居ローン制度のある会社

特徴

- 法人契約に強い会社
- 24時間管理
- 建築・設計一般
- 注文住宅の建築
- 住宅性能保証制度
- 中古マンション買取
- 土地買取
- つなぎ融資
- 不動産物件証券化
- 一級建築士
- 土地家屋調査士
- 弁護士
- 行政書士
- マンション管理士
- 不動産投資信託
- ノンリコースローン
- 管理・運営代行・家賃保証・サブリース
- 引越し業者紹介
- リフォーム
- 輸入住宅の建築
- 買取保証制度採用
- 中古戸建買取
- 競売物件取得代行
- 提携ローン
- 不動産コンサルティング技能者登録
- 不動産鑑定士
- 測量士
- 司法書士
- 会計士・税理士
- 不動産投資顧問
- 信託受益権販売業
- リノベーション

その他の特徴

- こども110番運動加盟店
- 高齢者安心入居加盟店

検索

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

- [宅建協会について](#)
- [保証協会について](#)
- [支部のご案内](#)
- [会員検索](#)
- [不動産無料相談のご案内](#)
- [入会のご案内](#)
- [お知らせ](#)

TOPへ戻る

関連団体・関連事業等

 hato-mark.com ハトマークドットコム	 公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会	 不動産ジャパン www.tudousan.or.jp	 全宅住宅ローン株式会社
 一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会	 多岐にわたる業務ネットワーク ハトマークサイト	 公益社団法人 ADR調停センター 総合紛争解決センター	 株式会社 宅建ファミリー共済

安まちメールについて

 大阪府警察提供の安まちメール登録を推奨しております。

(一社) 大阪府宅地建物取引業協会
(公社) 全国宅地建物取引業保証協会 大阪本部

〒541-0057 大阪府大阪市中央区北久宝寺町2-5-9
[宅建協会] TEL: 06-6943-0621 (代表) FAX: 06-6946-0320
[保証協会] TEL: 06-6943-0704 (代表) FAX: 06-6941-3480
[相談専用] TEL: 0570-783-810

HOME | [宅建協会について](#) | [保証協会について](#)
[入会のご案内](#) | [会員検索](#) | [会館向けページ](#) | [支部のご案内](#)
[お知らせ](#) | [プライバシーポリシー](#) | [免責事項](#)
[お問い合わせ](#) | [リンク](#) | [サイトマップ](#)

Copyright © 2015 Osaka Takken Association. All Rights Reserved.

国土交通省

国土交通省ネガティブ情報等検索サイト (事業者の過去の行政処分歴を検索するサイトです)

このサイトでは、国土交通省所管の事業者等の過去の行政処分歴を検索することができます。

※ネガティブ情報＝過去の処分歴など、事業者にとって有利に働かない情報

サイトの趣旨

<以下から検索したい事業分野を選んでください。>

◆新しく家をつくる

(1) 設計



一級建築士
(家の設計をします)

(2) 工事



建設業者<1>行政処分
(家の工事をします)

(3) 建築検査・確認



指定確認検査機関
(建築確認・検査業務を行う第三者機関です)



建築基準適合判定資格者
(建築確認・検査業務を行う資格を有する方です)

(4) 住宅性能評価



登録住宅性能評価機関
(住宅性能評価業務を行う第三者機関です)

◆家や土地を売る・買う



宅地建物取引業者
(デベロッパーやまちの不動産屋さんなど)
【参考:都道府県知事が行った監督処分情報】



不動産鑑定士・不動産鑑定業者
(土地や家の値段を鑑定します)



マンション管理業者
(マンション管理を請け負います)



登録住宅性能評価機関
(住宅性能評価業務を行う第三者機関です)

◆建設工事(公共工事を含む)を行う

【対象事業者一覧】
○建設業者(行政処分)
○建設業者(指名停止)
○測量業者
○建設コンサルタント
○地質調査業者
○補償コンサルタント
○宅地建物取引業者
○マンション管理業者
○不動産鑑定士・不動産鑑定業者
○登録住宅性能評価機関
○指定確認検査機関
○建築基準適合判定資格者
○一級建築士
○鉄道事業者
○バス事業者
○タクシー事業者
○トラック事業者
○自動車整備事業者
○自動車製作者等
【道路運送車両法関係】
○船舶運航事業者
○航空運送事業者
○第一種旅行者

【過去の記者発表】
○平成19年4月18日
「消費者による選択・監視～ネガティブ情報の公開～II」について
○平成19年9月28日
国土交通省ネガティブ情報等検索サイトが10月1日にオープンします

【リンク先】
[国土交通省HOME](#)
[国土交通省関連リンク集](#)

(参考情報) 大阪府知事による宅地建物取引業者への監督処分情報

●ご利用にあたっての注意事項

◆掲載情報に関して

1. 本ページでは、大阪府知事が平成21年4月以降に行った宅地建物取引業者に対する監督処分情報を提供しています。
2. 本システムの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、利用者が本システムの情報を用いて行う一切の行為について、本システム管理者及び各関係機関における担当部局は何ら責任を負うものではありません。
3. 本システムの掲載情報については、私的使用または引用等著作権法上認められた行為を除き、本システム管理者及び各関係機関の担当部局に無断で転載等を行うことはできません。また、内容の全部または一部について、本システム管理者及び各関係機関の担当部局に無断で改変を行うことはできません。

行政処分等の根拠法令：宅地建物取引業法

公開対象の行政処分等情報：指示、業務停止、免許取消

行政処分等情報の公開期間：処分実施時期より5年間

宅地建物取引業者(不利益処分関係)

※平成23年1月1日以降に行われた監督処分情報については[大阪府ホームページ](#)をご覧ください。

処分等年月日			登録番号	事業者名	本社住所		処分等の種類		違反行為の概要	記者発表ページURL
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間		
2010	10	1	大阪府知事(1)第53460号	株式会社バリューエステート	大阪府	和泉市	指示	-	平成22年2月22日に締結された、土地付建物の売買契約に係る媒介業務において、被処分者には次のとおり法に違反する事実があった。本件売買契約において、被処分者が売主から受領することができる媒介手数料の法定の上限額は654,452円であったにもかかわらず、法定の上限額を超える1,182,904円の媒介手数料を売主から受領した。このことは、法第46条第2項の規定に違反し、法第65条第1項に該当する。	-
2010	10	1	大阪府知事(1)第52082号	株式会社関西ライフ	大阪府	堺市	指示	-	平成22年2月17日に締結された、土地付建物の売買契約に係る媒介業務において、被処分者には次のとおり法に違反する事実があった。本件売買契約において、被処分者が売主から受領することができる媒介手数料の法定の上限額は402,750円であったにもかかわらず、法定の上限額を超える647,144円の媒介手数料を売主から受領した。このことは、法第46条第2項の規定に違反し、法第65条第1項に該当する。	-
2010	10	1	大阪府知事(1)第52301号	株式会社BASIC NET	大阪府	大阪市中央区	免許取消	-	被処分者が法第4条第1項の免許申請書を大阪府知事に提出したとき、被処分者の専任の取引主任者は別の法人での就労事実があり、被処分者に専任の取引主任者として常勤できる状態ではなく、被処分者の事務所は法第15条第1項に規定する要件を欠いていた。被処分者は、このことを認識しながら、免許申請書の添付書類(3)に、被処分者の事務所が法第15条第1項に規定する要件を備えていると虚偽の記載をし、平成18年5月31日に法第3条第1項の免許を受けた。このことは、法第66条第1項第8号に該当する。	-
2010	10	6	大阪府知事(2)第51763号	有限会社ハウスフロンティア	大阪府	藤井寺市	業務停止	14日	被処分者は、被処分者の専任の取引主任者が平成18年3月28日に退職した後、平成21年4月1日に新たな専任の取引主任者を設置するまでの間、必要な措置を執らなかつた。このことは、法第15条第3項に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。	-
2010	10	14	大阪府知事(8)第25868号	五円建設株式会社	大阪府	東大阪市	業務停止	90日	被処分者は、平成22年6月10日に法第64条の2第1項の規定による国土交通大臣の指定する宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失ったため、同日から一週間以内に法第25条第1項から第3項までの規定により、営業保証金を供託しなければならないにもかかわらず、これを行っていない。このことは、法第64条の15前段に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。	-
			大阪府知事(1)第	新世紀開発有限会社	大阪府	東大阪市	業務		被処分者は、平成22年6月10日に法第64条の2第1項の規定による国土交通大臣の指定する宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失ったため、同日から一週間以内に法第25条第1項から第3項までの規定により、営業保証金を供託	

不動産取引をめぐるトラブル事例

1. 賃貸マンションにおいて、契約可能なプロバイダが限定されている、または、ビルの共有スペースには光回線が届いているが各部屋への引き込み工事が別途必要であるなど、借主のインターネット利用に何らかの制限がかかる場合の告知義務について

事例1：

重説に「インターネット対応」と記載されていた賃貸借契約において、従前のプロバイダ契約を継続するつもりであった借主から、従前のプロバイダ契約の継続ができず、他のプロバイダへの乗り換えが必要になったことについてクレームが入った。

借主は、月々の支出が増えるので事前に説明を受けていれば入居を考え直していたと主張しトラブルになったため、オーナーが譲歩し、迷惑料として一定の金銭を支払うことで解決した。

※借主としても、ある程度は自分自身で調査・確認すべきだと考えるが、近年、入居者獲得のためには、インターネット環境が整備されていることが必須条件となってきたため、地域的な問題や建物の問題でインターネットの利用に何らかの制限がかかることが分かっている場合は、トラブルの未然防止のためにも、事前に告知しておくべき。

2. 賃貸マンションにおいて、修繕のために一定期間エレベーターの使用ができない、または、建物の修繕のため、一定期間バルコニーの使用や窓の開閉ができないなど、借主の設備利用に制限がかかる場合の告知義務について

事例2：

重説に「エレベーター有」と記載されていた賃貸借契約において、5階の部屋に入居した借主から、入居してすぐに2週間にわたって修繕工事のためエレベーターが使用できなかったことについてクレームが入った。

借主は、同居する妻は足が不自由であり、エレベーターが使用できないと通院や買い物などの日常生活に支障がでるため、事前に告知されていたれば入居時期や契約自体を見直していたと主張しトラブルになったため、オーナーが譲歩し、迷惑料として一定の金銭を支払うことで解決した。

※突発的なやむを得ない事情がある場合を除き、日をまたいで一定期間、何らかの工事や調査等を行う場合は、当然、かなり前に予定が組まれているはずであり、入居者に何らかの不利益を与えることになるため、現入居者だけでなく、入居希望者にも事前に告知しておくべき。

3. 隣接地の工事などにより、一定期間、騒音の発生や日照の阻害など、借主の生活に支障がでる場合の告知義務について

事例3：

物件内覧時は隣地が駐車場であったマンションの賃貸借契約において、借主から、入居後まもなく駐車場であった隣地に高層マンションの建築工事が始まったため、毎日騒音に悩まされているとクレームが入った。

借主は、職業柄、夜勤が多く、日中に睡眠をとることが多いため、あえて駅から遠い静かな当該物件への入居を決めたとのことで、オーナー及び管理会社は近隣の建築計画を知り得たはずであり、事前に告知されていれば入居を決めなかったと主張しトラブルになったため、オーナーが譲歩し、契約の白紙解除・受領済みの金員の全額返還・引っ越し費用の負担をすることで解決した。

※隣地に建築が予定されている建物の規模にもよるが、ビルのオーナーであれば、隣地の建築工事について事前に連絡を受けていたと考えられ、入居希望者の意思決定に重大な影響を与える事項については事前に告知すべき。

4. マンション内での騒音トラブルなど、迷惑行為を行う住人がいる場合の告知義務について

事例4：

最近入居した借主から、隣室に住む住人が、毎日のように深夜に大音量で音楽を聞いたり、友人を招いて深夜まで騒ぎ、騒音に悩まされているとのクレームが入った。

借主は、他の住人から、以前からこのようなトラブルが度々あったことを聞かされたとのことで、事前に告知されていれば入居を決めなかったと主張し、オーナー及び管理会社は知りながら故意に隠していたのではないかとトラブルになったため、オーナーが譲歩し、契約の白紙解除・受領済みの金員の全額返還・引っ越し費用の負担をすることで解決した。

※賃貸人は、賃借人に対して、平穏な生活をさせる義務を負っており、その騒音が受任限度を超えるものであれば、当然、賃貸人が、迷惑行為を行う賃借人に対して、何らかの改善要求を行うなどの対応をすべきであると考えられるため、早期の改善が望めない状況であれば、トラブルが大きくなる前に、可能な範囲で新入居者の希望に沿うように対応すべき。

いずれの事例においても、仲介業者にも落ち度がある場合は、借主に対して取るべき対応を取った後、オーナーと仲介業者とで話し合い、借主に対する賠償を両方で負担することも考えられる。

その他、仲介業者の営業マンによる過剰なセールストークにより、室内の清掃状態や設備の設置状況に関して、入居後にトラブルが発生することが多々見受けられるため、トラブルの未然防止のためにも、仲介業者に任せっ放しにせず、オーナーとして、事前に物件の状況、及び、重要事項説明書の内容を細かくチェックし、重要事項説明書に記載ミス・漏れがないかを確認しておくことが望ましい。